

## ○犬猫等健康安全計画の記載例

以下の事項の全てを記載する必要はありませんが、1～3のそれぞれの事項について、例示相当の具体的な内容を記載してください。下線部については、具体的な「名称」や「数値」を記載してください。

### 1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

#### ① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日○回確認を行う。

※「幼齢の犬猫等」には、繁殖目的で飼養する犬猫（母犬・母猫等）も含まれます。

- ・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。

#### ② 獣医師等との連携

- ・○○動物病院を、かかりつけの獣医師とし、年○回以上健康診断を受けさせます。

（○○動物病院と、診療契約を締結し、年○回以上健康診断を受けさせます。）

- ・専属の獣医師を雇用（契約）しており、当該獣医師が週○回診察・健康診断を行う。

※契約関係を示す書類の添付等は必要ありません。

### 2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

#### ① 譲渡先・飼養施設等の確保

- ・専用の飼養スペースを設けている。
- ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- ・{系列店舗、近隣の○○ペットショップ}と協力して、譲渡会を開催する。
- ・愛護団体（○○）と協力して譲渡先を探す。

#### ② 需給調整等

- ・{系列店舗、近隣の○○ペットショップ}と連携する。
- ・売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。

※協力関係について、それを証明する書類等は必要ありません。

裏面につづく

### 3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

#### ① 飼養・保管方法

- ・ 生後 56 日（56 日以上は任意）までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売又は販売の用に供するために展示する。
- ・ 疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。
- ・ 1 日 1 回以上清掃、週〇回以上消毒を行う。
- ・ 運動スペースにて〇時間以上運動させる（3 時間以上の運動が必要）。
- ・ 獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。
- ・ マイクロチップ装着の目的及び環境省の「犬と猫のマイクロチップ登録情報」サイトへ所有者情報等の変更登録の方法について購入者に説明する。

繁殖を行う場合、展示を行う場合には、以下の②、③についても記載してください。

#### ② 繁殖方法

- ・ 繁殖に供する期間は〇歳まで（基本的に、雌の犬猫については6 歳まで）とし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。
- ・ 遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
- ・ 出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。

#### ③ 展示方法

- ・ 〇時～□時の間で展示を行う。展示時間中も 6 時間ごとに休憩させる。  
※朝 8 時～夜 8 時の間（特定成猫については、朝 8 時～夜 10 時の間で 12 時間を超えない時間）であること。
- ・ 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
- ・ 顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。

◎例示以外にも幼齢動物の健康及び安全の保持のために積極的に行う予定の事項があれば、これを併せて記載してください。

但し「計画遵守義務」があり、提出した安全計画を遵守していない場合には、法律違反となり、第 19 条第 1 項第 6 号に基づく取消し等の対象となります。